様式第9号（第10条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

届出者　住　所

氏　名　　　　　　　　　様

都留市長　　　　　印

変更命令書

　　　　年　　月　　日付けの届出については、都留市景観条例第21条第1項の規定により、次の措置を講ずるよう命じます。

なお、命令に違反した場合は、景観法に基づき罰金に処されることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出番号 | 第　　　　　号 |
| 行為の場所 | 都留市 |
| 景観形成地域名 | □市街地景観形成地域　　□集落景観形成地域　　□森林景観形成地域 |
| 行為の種類 |  |
| 行為者 | 住所  氏名 |
| 設計者 | 住所  氏名 |
| 施工者 | 住所  氏名 |
| 命令事項 |  |

教示

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。